

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和3年度）

住 所 広島県三原市本郷町善入寺64番地31

事業者名 広島国際空港株式会社

代表者名 代表取締役社長 中村 康浩
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)エレベーター (2)旅客搭乗橋 (3)その他	(1) 2026年度までに以下の施策を実施 ・国内線、国際線ともに、移動円滑化経路の最短化のため、コンコースと手荷物受取所を結ぶエレベーターを新設する。 ・国内線、国際線ともに、一般エリアの1階から3階の各階を直接結ぶエレベーターを新設する。 ・各スポットへの動線にエレベーターを新設する (2) 国内線旅客搭乗橋（PBB）をフルフラット化（2020年度2基導入済） (3) 耳の不自由な利用者への緊急時の情報提供の手段として、火災報知機と連動したフラッシュライトを設置(2021年度実施予定)	(1) 新設に向けて関係先と協議を実施中 (2) 旅客搭乗橋をフルフラット化に更新（1基） (3) フラッシュライトを設置

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第8条第2項及び第3項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)エレベーター音声案内 (2)案内所	(1)エレベーターの開閉、昇降方向を音声で知らせる装置について、多言語化を検討する。 (2)高齢者、障害者がスムーズに移動できるよう、案内所スタッフは高齢者、障害者に対し、お声かけを積極的に行い、必要なサポートを実施する。	(1)通常時の音声 日→日・英 緊急時の音声 日→日・英・中・韓に改修を実施 (2)積極的に、お声かけを行い、必要なサポートを実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)案内所 (2)空港事業者との連携	(1)案内所スタッフ ・国土交通省が定める接遇ガイドラインを踏まえ、案内所の接遇マニュアルを更新し、案内所スタッフへの周知を図る ・高齢者、障害者に対しお声かけを積極的に行い、必要なサポートを行う。 (2)空港事業者との連携 ・空港は大きな空間を有しており、案内所スタッフのみでは、障害者へのタイムリーな支援は困難。航空会社や商業などのターミナルビル内の事業者とも協力し、人的な支援を図る。	(1)案内所スタッフ ・マニュアルの更新を行い、案内スタッフへの周知を実施 ・積極的に、お声かけを行い、必要なサポートを実施 (2)空港事業者との連携 各事業者と協力を行いながら、人的支援を実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)コミュニケーション支援ツールの見直し (2)案内サイン	(1)言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、問い合わせシートを導入したが、利用のされ方等について調査し見直しを図る。 (2)カラーユニバーサルデザインに配慮した案内サイン改修を検討する。	(1)言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、筆談ボードを導入しているが、利用実績等について調査し、必要に応じて見直しを実施 (2)改修計画に合わせて、改修を検討中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)案内所スタッフへの教育 (2)避難誘導訓練	(1)案内所スタッフへの接遇に関する教育を実施。 (2)災害時において、障害者の避難誘導、避難支援を確実に行うことができるよう、障害者を想定した避難誘導訓練を実施する。	(1)案内所スタッフへの接遇に関する教育を実施 (2)障害者を想定した避難誘導訓練を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
(1)ホームページでの紹介 (2)案内所	高齢者、障害者が当ターミナルビルを円滑に使用するにあたり、必要となる設備について、以下の対応を行う。 (1)ホームページへの掲出 (2)案内所に設置してある館内案内図について、高齢者、障害者が必要とする設備に特化した案内図の作成を検討する。	(1)ホームページへの掲出内容を検討中 (2)案内所に設置してある館内案内図について、高齢者、障害者が必要とする設備に特化した案内図の作成を検討

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ターミナルビル館内の投書箱やホームページ、案内所スタッフへお客様の声の聴き取りを行い、問題点を抽出し、対応策を計画し実施中(2019年度から継続実施)
- ・多目的トイレの混雑緩和対応のために、トイレの利用マナー啓発キャンペーンのポスターを掲出中(2019年から掲出)
- ・当社担当部職員の障害者対応レベル向上のために、障害者の接遇に関する民間資格の取得を検討中

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて公表

(4) その他

特に無し